

石見銀山世界遺産センター

IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER

2015 年報

(平成27年度)



世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観

Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape

平成 27 年度 石見銀山世界遺産センター一年報 目次

I. 石見銀山世界遺産センターの概要	1
1. 施設の概要	
2. 館内平面図	
3. 全体配置図	
II. 平成 27 年度入館者の状況	3
1. 入館者数・展示観覧者数	
2. 展示室観覧料収入	
3. 大久保間歩一般公開限定ツアー	
III. 自主活動	5
1. 物品販売	
2. 体験	
3. イベント	
IV. 教育・普及業務	10
1. 『タケノコ採り大作戦』 part1 (孟宗竹編)	
2. 『タケノコ採り大作戦』 part2 (ハチク編)	
3. こもんじょから知る石見銀山	
4. 体験学習	
5. 学校関係の入館団体	
V. 他施設との連携事業	13
1. 4館共通チケット	
2. ぎ・ん・ぶらスタンプラリー	
3. 島根県立古代出雲歴史博物館との相互優待	
4. ボランティア活動	
VI. 職員及び運営スタッフ	15
VII. 利用案内	16
VIII. 各種資料	17
1. 活動日誌	
2. 関連法規	

I. 石見銀山世界遺産センターの概要

1. 施設の概要

■施設の配置・規模等

①所在 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3 (第3駐車場: 大森町イ 1689 番地 (借地))

②用地関係

用途	面積	駐車台数など
建物敷地	4,100 m ²	
第1駐車場	5,700 m ²	普通車 95 台、身障者用 4 台、待機バス 13 台
第2駐車場	950 m ²	普通車 38 台
第3駐車場	9,800 m ²	普通車約 250 台
西側駐車場	530 m ²	職員ほか関係者用

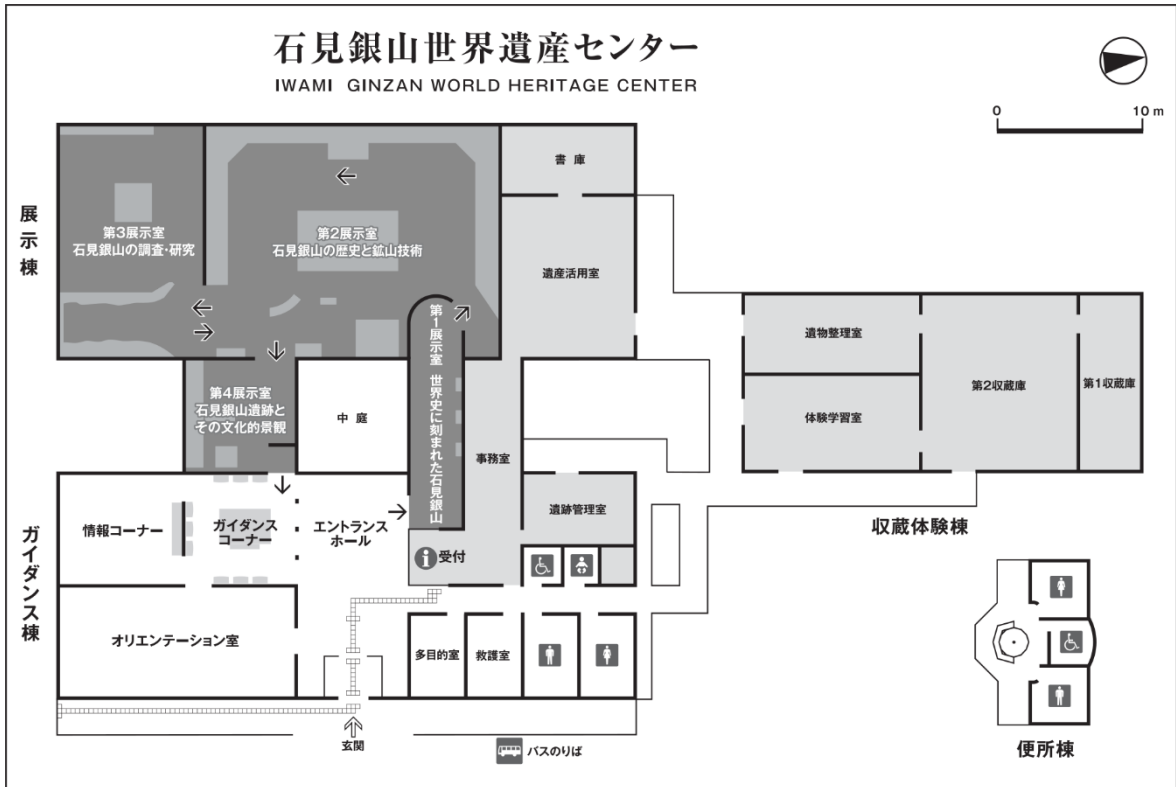
③建物関係

名称	延べ面積	構造	機能・役割
ガイダンス棟	763.47 m ²	木造瓦葺き平屋建て	ガイダンス・便益 (無料)
展示棟	720.69 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	展示・解説 (有料)、調査・研究、教育・普及
収蔵体験棟	477.53 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	体験学習、収蔵・保管
車庫 (倉庫)	33.00 m ²	木造瓦葺き平屋建て	
便所棟 (既存)	111.78 m ²	木造瓦葺き一部2階建て	

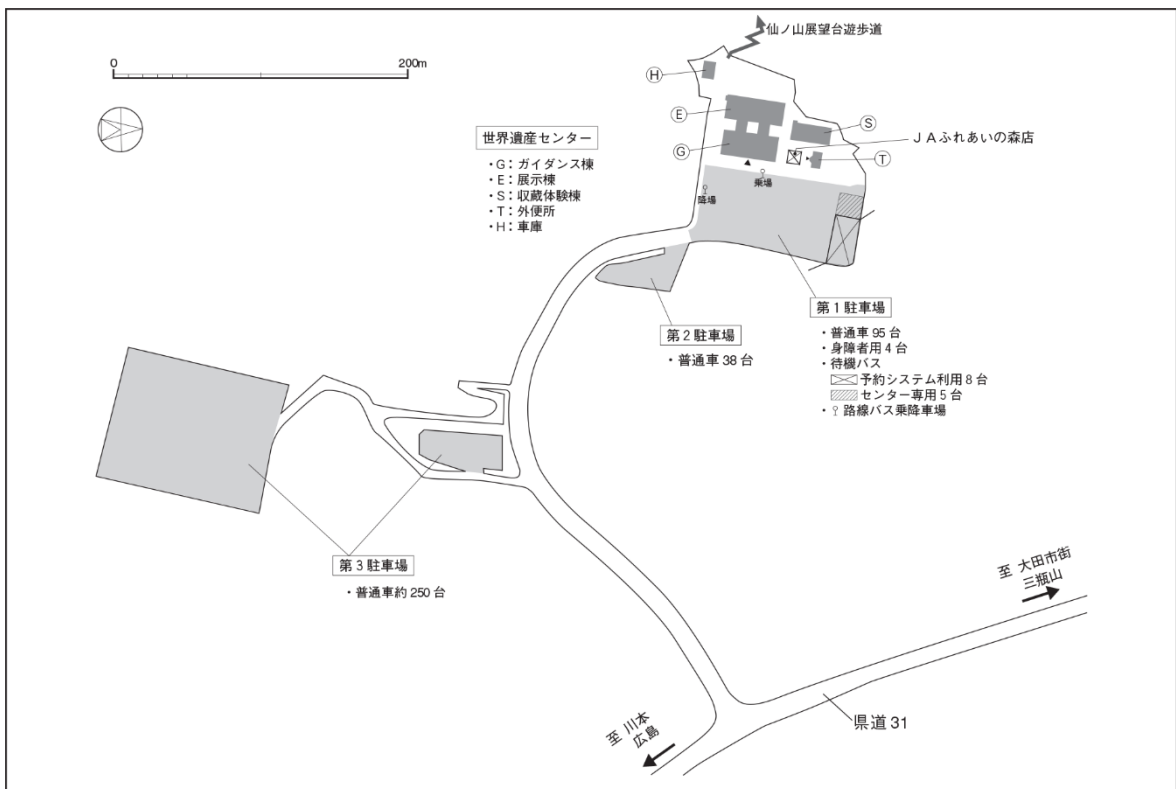


▲センター全景

2. 館内平面図



3. 全体配置図



II. 平成27年度入館者の状況

総入館者＝88,213人（プレオープンからの累計＝1,138,107人 フルオープンからの累計＝902,733人）

展示室観覧者＝48,043人（フルオープンからの累計＝424,549人）

展示観覧料収入＝12,239,650円

1. 入館者数・展示観覧者数 *1 平成21年4月1日から外国人の展示室観覧割引制度を開始

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	6,565	12,279	5,365	7,285	14,320	10,589	9,399	8,251	3,011	2,538	2,219	6,392	88,213
展示室観覧者	3,225	6,928	2,912	4,177	8,038	5,428	4,932	4,880	1,706	1,465	1,304	3,048	48,043
有料観覧者	3,123	6,776	2,822	3,344	7,817	5,246	4,165	4,423	1,632	1,428	1,274	2,862	44,912
一般	1,934	3,870	1,696	1,895	4,420	2,861	2,226	2,331	864	816	693	1,584	25,190
大人	1,856	3,639	1,680	1,792	3,836	2,739	2,164	2,285	825	763	678	1,484	23,741
小中学生	78	231	16	103	584	122	62	46	39	53	15	100	1,449
団体	20	305	164	148	281	289	373	437	67	0	20	126	2,230
大人	20	305	163	146	141	288	372	436	67	0	7	126	2,071
小中学生	0	0	1	2	140	1	1	1	0	0	13	0	159
その他割引利用	626	1,567	619	779	2,017	1,138	932	893	389	425	295	801	10,481
大人	573	1,366	598	706	1,648	1,049	884	853	356	385	275	703	9,396
小中学生	53	201	21	73	369	89	48	40	33	40	20	98	1,085
共通チケット利用	420	901	305	323	990	857	557	725	248	141	221	286	5,974
大人	400	851	302	305	914	837	554	710	237	135	213	279	5,737
小中学生	20	50	3	18	76	20	3	15	11	6	8	7	237
外国人割引者 *1	123	133	38	199	109	101	77	37	64	46	45	65	1,037
無料観覧者	102	152	90	833	221	182	767	457	74	37	30	186	3,131
大人	94	136	90	114	178	180	215	330	65	36	29	96	1,563
小中学生	8	16	0	538	43	2	231	127	9	1	1	90	1,066
イベント	0	0	0	181	0	0	321	0	0	0	0	0	502

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	H27年度	6,565	12,279	5,365	7,285	14,320	10,589	9,399	8,251	3,011	2,538	2,219	6,392	88,213
	H26年度	7,897	12,502	6,561	8,545	16,196	10,075	9,093	9,795	2,683	1,919	2,282	6,546	94,094
	対前年度比	83.1%	98.2%	81.8%	85.3%	88.4%	105.1%	103.4%	84.2%	112.2%	132.3%	97.2%	97.6%	93.7%
展示室観覧者	H27年度	3,225	6,928	2,912	4,177	8,038	5,428	4,932	4,880	1,706	1,465	1,304	3,048	48,043
	H26年度	3,509	5,880	3,530	4,762	8,771	5,070	5,036	4,679	1,698	1,088	1,240	3,221	48,484
	対前年度比	91.9%	117.8%	82.5%	87.7%	91.6%	107.1%	97.9%	104.3%	100.5%	134.7%	105.2%	94.6%	99.1%

2. 展示室観覧料収入

（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H27年度	858	1,845	808	909	2,026	1,452	1,168	1,216	452	384	351	771	12,240
H26年度	944	1,600	965	1,090	2,256	1,372	1,192	1,232	446	351	348	832	12,627
対前年度比	90.9%	115.3%	83.8%	83.4%	89.8%	105.8%	98.0%	98.7%	101.4%	109.4%	100.7%	92.7%	96.9%

《参考：外国人割引者》

地域別	H27	累計 H21/4～
東ヨーロッパ	10	95
西ヨーロッパ	97	450
北アメリカ	92	503
中南米	41	68
オセアニア	14	137
東アジア	746	2469
東南アジア	28	275
南アジア・中央アジア	7	39
その他	2	45
計	1,037	4,081

※平成23年6月1日より「石見銀山4館共通チケット」販売開始

■石見銀山4館共通チケット（P13参照）

石見銀山有料4施設で使えるお得な割引チケット。対象施設は「石見銀山世界遺産センター」「石見銀山資料館」「重要文化財熊谷家住宅」及び「代官所地役人旧河島家」の4施設。チケットは対象施設にて販売。

※平成21年4月25日より電子マネー「石見銀山WAON」サービスイン

■石見銀山WAON

大田市観光協会とイオン株式会社（千葉県）が業務提携し、イオンの電子マネー「WAON」に石見銀山遺跡をデザインし「石見銀山WAON」を発行。世界遺産センターなどの有料施設等（8カ所）での支払い時に割引金額で利用できるとともに、その売上金の一部が「石見銀山基金」に寄付され、石見銀山遺跡の保全に活用されます。

3. 大久保間歩一般公開限定ツアー

公開日： 4月～11月及び、3月の金・土・日・祝日（12月～2月末日までは休場）
8月13日（木）
午前と午後 各2回のツアー（1日4回）

定員： 各回20名（1日80名）

料金： 大人 3,800円 小人 2,800円

申込先： 榊石見観光 大田営業所内 大久保間歩予約センター
電話 0854-84-0750 FAX 0854-84-0751
HP <http://www.iwami.or.jp/ginzan/>

●都道府県別 大久保間歩入坑者数

	平成27年度	平成26年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
北海道	76	79	-3	-4%
青森	9	5	4	80%
岩手	3	8	-5	-63%
宮城	12	20	-8	-40%
秋田	12	2	10	500%
山形	10	15	-5	-33%
福島	18	18	0	0%
茨城	34	43	-9	-21%
栃木	21	28	-7	-25%
群馬	16	37	-21	-57%
埼玉	170	264	-94	-36%
千葉	171	208	-37	-18%
東京	655	792	-137	-17%
神奈川	333	508	-175	-34%
山梨	11	30	-19	-63%
新潟	33	28	5	18%
長野	46	40	6	15%
富山	33	34	-1	-3%
石川	36	44	-8	-18%
福井	24	23	1	4%
岐阜	45	36	9	25%
静岡	102	115	-13	-11%
愛知	322	303	19	6%
三重	69	94	-25	-27%

	平成27年度	平成26年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
滋賀	58	96	-38	-40%
京都	135	164	-29	-18%
大阪	503	605	-102	-17%
兵庫	466	455	11	2%
奈良	63	95	-32	-34%
和歌山	21	40	-19	-48%
鳥取	74	79	-5	-6%
島根	305	295	10	3%
岡山	304	196	108	55%
広島	464	475	-11	-2%
山口	119	146	-27	-18%
徳島	36	31	5	16%
香川	66	49	17	35%
愛媛	132	120	12	10%
高知	38	20	18	90%
福岡	176	200	-24	-12%
佐賀	10	17	-7	-41%
長崎	34	26	8	31%
熊本	25	21	4	19%
大分	30	37	-7	-19%
宮崎	9	23	-14	-61%
鹿児島	20	29	-9	-31%
沖縄	8	12	-4	-33%
海外	49	30	19	63%
合計	5,406	6,035	-629	-10%

●月別 大久保間歩入坑者数、収入

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H27年度	大人	411	747	275	472	748	756	638	682	0	0	0	427	5,156
	小人	16	33	3	17	84	30	13	11	0	0	0	43	250
	合計	427	780	278	489	832	786	651	693	0	0	0	470	5,406
	収入(千円)	1,607	2,931	1,053	1,841	3,078	2,957	2,461	2,622	0	0	0	1,743	20,293
H26年度	大人	537	814	446	563	798	750	578	818	0	0	0	440	5,744
	小人	31	35	6	28	115	13	4	17	0	0	0	42	291
	合計	568	849	452	591	913	763	582	835	0	0	0	482	6,035
	収入(千円)	2,127	3,191	1,712	2,218	3,354	2,886	2,208	3,156	0	0	0	1,790	22,642

Ⅲ. 自主活動

1. 物品販売

今年度新たに、島根県の観光キャラクター「しまねっこ」のネクタイ、吉田くんカレンダー（卓上）などを追加しました。

商品一覧

丁銀キーホルダー大	丁銀キーホルダー中
丁銀ストラップ	一分銀マグネット
オリジナルノート	一筆箋
【書籍】展示ガイド	【書籍】銀鉱山王国石見銀山
【書籍】輝きふたたび「石見銀山展」	【書籍】石臼銀
【書籍】写真集「石見銀山」	【書籍】銀のまちをつくった人たちの話
メモスタンド	ミニ瓦
ミニはんど	ミニ神楽面
しまねっこネクタイ	米ヒバはがき
こまもの袋	畳コースター
扇子	らとちゃんノート
らとちゃん丸型コースター	らとちゃん鼓型キーホルダー
らとちゃんストラップ	吉田くんカレンダー（卓上）

2. 体験

平成23年度から自主事業として「丁銀ストラップづくり」を実施していますが、今年度からさらに「プレミアム丁銀づくり」を新たに加えました。

体験メニュー

丁銀ストラップづくり	低融点合金（約138℃で溶ける金属）を溶かし、丁銀形の型に流し込んでストラップを作る体験です。
プレミアム丁銀づくり	低融点合金（約138℃で溶ける金属）を溶かして作る実物大の丁銀づくり体験です。

体験日：毎週水曜日・木曜日 時間：13:00～16:00

場所：エントランスホール、体験棟

料金：丁銀ストラップづくり 500円

プレミアム丁銀づくり 3,000円

3. イベント

●石見銀山世界遺産登録8周年記念イベント

7月2日の登録記念日は展示室を無料開放、寸劇も公演しました。
7月5日は世界遺産登録8周年記念を祝うイベント日とし、以下のイベントを実施しました。

7月2日（木） 入館者数 230人

7月5日（日） 入館者数 241人



▲登録イベントチラシ

島根県民限定！大久保間歩親子ハイキング

三瓶自然館サヒメルと共催（特別野外講座）で大久保間歩親子ツアーを実施しました。広く島根県民に石見銀山を知ってもらい、親しんでもらうことを主眼とし、サヒメル職員をツアーガイドとして親子学習（自然科学）的な要素を高めたツアーとしました。

参加人数 5人



▲大久保間歩親子ツアー

銀をさがせ

大人も子供も夢中になる人気イベント。タライに水を張って砂を混ぜ、その中から本物の銀粒をさがし出すイベントで、銀製錬前の選鉱作業「ゆりわけ」の疑似体験ができます。実際は粉成した鉱石を水の張ったタライの中で比重選鉱し、銀を含んだ鉱石をゆり分ける作業でした。

体験料 500円/人

参加人数 52人



▲銀をさがせ

丁銀にさわってみよう

島根県立古代出雲歴史博物館の協力により実現しました。専門職員の解説を聞きながら、滅多に触れることのできない本物の銀貨幣に触れ、銀の重さを体感できました。



▲丁銀にさわってみよう

その他様々なイベントの様子



▲紙芝居



▲カルメ焼き体験



▲缶バッジづくり

●消しゴムでつくる はんこ教室

日 時：平成27年7月26日（日）

概 要：消しゴムをカッターナイフで彫ると簡単に「はんこ」が出来ます。「手作りの消しゴムはんこを作って絵手紙を送りませんか」という趣旨で開催しました。

参加料：500円/人

参加人数：14人

●夏の竹細工 「つくってデコって! 『竹水筒編』」

日 時：平成27年8月5日（水）

概 要：石見銀山にはたくさんの竹が生えています。間伐した竹を使って「竹水筒づくり」を実施しました。

参加料：500円/人

参加人数：23人（保護者等10人含）



●石見銀山世界遺産センター開館8周年記念イベント

日 時：平成27年10月20日（火）

概 要：世界遺産センターは、ガイダンス棟・展示棟・収蔵体験棟の3つの棟から成り立った学習施設です。平成19年10月にガイダンス棟を先行オープンし、その翌年10月20日に3棟フルオープンの運びとなりました。今年もそのフルオープンの日には施設を無料開放しました。

入館者数：441人

●早起きは3文のトク

日 時：平成27年10月24日（土）5:30～8:30

概 要：早朝に石見銀山世界遺産センターから展望台に登り、石見銀山や三瓶山の風景や植生観察を楽しみ、日常をリフレッシュする目的で実施しました。

参加料：800円/人

参加人数：8人



●消しゴムでつくる お年賀はんこ教室

日 時：平成27年12月5日（日）

概 要：消しゴムはんこづくりの第2弾、今回は年賀状用のはんこづくりを実施しました。

参加料：500円/人

参加人数：9人



●冬の竹細工「ミニ門松づくり」

日 時：平成27年12月13日（日）

概 要：間伐した竹を使った、オリジナルの「ミニ門松づくり」を実施。

参加料：800円/人

参加人数：16人



●島根ふるさとフェア 2016 出展

日時：平成28年1月23日（土）～24日（日）

会場：広島県立総合体育館・広島グリーンアリーナ（広島市中区基町4番1号）

概要：島根県・県内市町村等が主催する、毎年恒例のイベントです。隣接県であり、県外観光客入込数の多い広島県において、島根県各地域の魅力や観光資源を紹介し、島根県と広島県のより一層の交流を図るものです。今年は《伝える。ご縁の国しまねの本物》をテーマに揚げられました。石見銀山世界遺産センターは、内ブースで《自然の中の石見銀山遺跡》をテーマに映像による町並み紹介や仮装したスタッフによる遺跡ガイド、景品付きの石見銀山クイズを実施しました。また外ブースでは旧広島球場跡地で物販販売の他、低融点合金を使って鑄造（銀を溶かして貨幣をつくる）体験「丁銀型ストラップ」つくりイベントを開催しました。

クイズ 参加人数：70人

物販売上 一分銀マグネット @500円×2個

丁銀ストラップつくり体験 体験料：500円/回 参加人数：106人



<外ブース>



<内ブース>



IV. 教育・普及業務

1. 『タケノコ採り大作戦』 Part 1（孟宗竹編）

実施日：平成27年4月26日（日）10：00～13：00

参加人数：18人



▲Part1（孟宗竹編）参加者のみなさま



▲タケノコ（孟宗竹）を掘り出す参加者

2. 『タケノコ採り大作戦』 Part 2（ハチク編）

実施日：平成27年5月31日（日）10：00～13：00

参加人数：28人



▲タケノコ（ハチク）を採った参加者の様子



▲Part2（ハチク編）参加者のみなさま

○概要

石見銀山周辺には沢山の竹が生い茂っています。そこで大森町銀山地区と仙ノ山石銀地区の2箇所において「タケノコ採り大作戦」のイベントを実施しました。竹は成長が速いため、この時期のタケノコ採りは非常に大切な保全活動となります。竹に成長してからでは伐採するのに手間と時間がかかってしまうため、タケノコのうちに収穫することで遺跡の保護と山の恵みをいただくことの両方が体験できます。天候にも恵まれ沢山のタケノコが採れました。

3. こもんじょから知る石見銀山

大田市が主催する古文書講座「こもんじょから知る石見銀山」について、協力して行いました。

○実施状況

日 時： 毎月第2木曜日、全12回（初級・中級）

毎月第3木曜日、全12回（上級）

参加人数： 初級コース 18人 講師：矢野健太郎氏（島根県文化財課世界遺産室主任研究員）

中級コース 13人 講師：小杉紗友美氏（島根県文化財課世界遺産室嘱託）

上級コース 8人

○概 要

初級、中級、上級の3つのコースを設け、古文書を解読しながら石見銀山について学ぶ講座です。

初級コースは、近世石見銀山をめぐる基本情報が記された「銀山要用覚書」（上野家文書）、石見・出雲国境に位置した島津屋口番所で作成された江戸時代の公務日記（島津屋口番所文書）などを使用しました。中級コースでは、石見銀山において山師・町年寄をつとめた有力町人・高橋家の古文書を輪読しました。今回は天保7（1836）年の「町方御用留」（銀山町の公務記録）を使用しました。

上級コースは、受講生のためのサロン形式で、石見銀山に関する江戸時代の概説書を輪読しました。

4. 体験学習

指定管理者制度導入前の大田市直営時より「丁銀キーホルダーづくり」、「プラ板丁銀キーホルダーづくり」を体験学習として実施しています。

体験メニュー

丁銀キーホルダーづくり	低融点合金を溶かし、型に流し込んでオリジナルのキーホルダーを作る体験です。5種類の型の中から好きな形を選び、彫刻刀で模様を彫ります。
プラ板丁銀キーホルダーづくり	丁銀型のプラスチック板に好きな絵を描き、トースターで「チン！」すると約4分の1の大きさに縮み、オリジナルのキーホルダーをつくることができます。

体験日：毎週水曜日・木曜日 時 間：13:00～16:00

場 所：エントランスホール 体験棟

料 金：丁銀キーホルダーづくり 1,500円

プラ板丁銀キーホルダーづくり 150円



▲丁銀キーホルダー



▲プラ板丁銀キーホルダー

5. 学校関係の入館団体				
年	月	日	団体名	都道府県
27	5	27	大森小学校 銀山学習	島根県
27	7	8	北三瓶・志学・池田小学校合同 銀山学習	島根県
	7	8	島根県立出雲養護学校	島根県
	7	13	智辯学園和歌山校 中学2年生	和歌山県
	7	13	智辯学園奈良カレッジ 中学2年生	奈良県
	7	17	智辯学園中学校(五條校)	奈良県
	7	18	島根大学 国際交流	島根県
27	8	4	大田市山村留学センター	島根県
	8	6	平田中学校美術部	島根県
	8	19	きのくに子どもの村中学校	和歌山県
	8	22	富山市友情の旅(小学校4・5・6年生 児童クラブ)	富山県
27	9	17	浜田東中学校	島根県
27	10	1	大田二中 銀山学習	島根県
	10	14	朝波小学校 銀山学習	島根県
	10	15	五十猛小学校 銀山学習	島根県
	10	20	大田小学校 銀山学習	島根県
	10	21	如水館中学校	広島県
	10	22	久手小学校 銀山学習	島根県
	10	26	静間小学校 銀山学習	島根県
	10	28	多摩大学附属聖ヶ丘高等学校	東京都
	10	30	久屋小学校 銀山学習	島根県
27	11	4	出雲市立第三中学校 特別支援学級	島根県
	11	9	川合小学校 銀山学習	島根県
	11	11	鳥井小学校 銀山学習	島根県
	11	12	長久小学校 6年 銀山学習	島根県
	11	26	大田西中学校 銀山学習	島根県
27	12	27	島根県立東部高等技術校	島根県
	12	27	大田市山村留学センター	島根県
28	3	3	美郷町立邑智小学校	島根県
	3	14	聖光学院中学校	神奈川県

V. 他施設との連携事業

1. 4館共通チケット

石見銀山資料館、熊谷家住宅・旧河島家、石見銀山世界遺産センターの4施設連携事業の一環として、石見銀山遺跡の歴史、文化等の教育普及にあたり相互に協力し、各施設の発展及び生涯学習の推進に寄与することを目的として共通割引チケットを作成し平成23年6月1日より発行しています。

平成27年度、共通チケットによる観覧者数は5,974人で総観覧者数の13%になりました。



▲共通チケット（大人券と小人券）

2. ぎんぶらスタンプラリー

誘客を目的とした合同イベントを島根県立古代出雲歴史博物館、島根県立三瓶自然館サヒメル、石見銀山世界遺産センターの3館で7月1日～8月31日まで開催しました。

スタンプを集めた方へ記念品、さらに3館全てを巡った方に抽選で「ぎんぶらプレミアムグッズ」をプレゼントしました。



▲スタンプラリーの用紙

3. 島根県立古代出雲歴史博物館との相互優待

県内ミュージアム施設の利用促進を目的として、出雲市にある古代出雲歴史博物館との観覧料の相互優待制度を平成19年より実施しており、今年も継続して行いました。



▲古代出雲歴史博物館との優待チケット

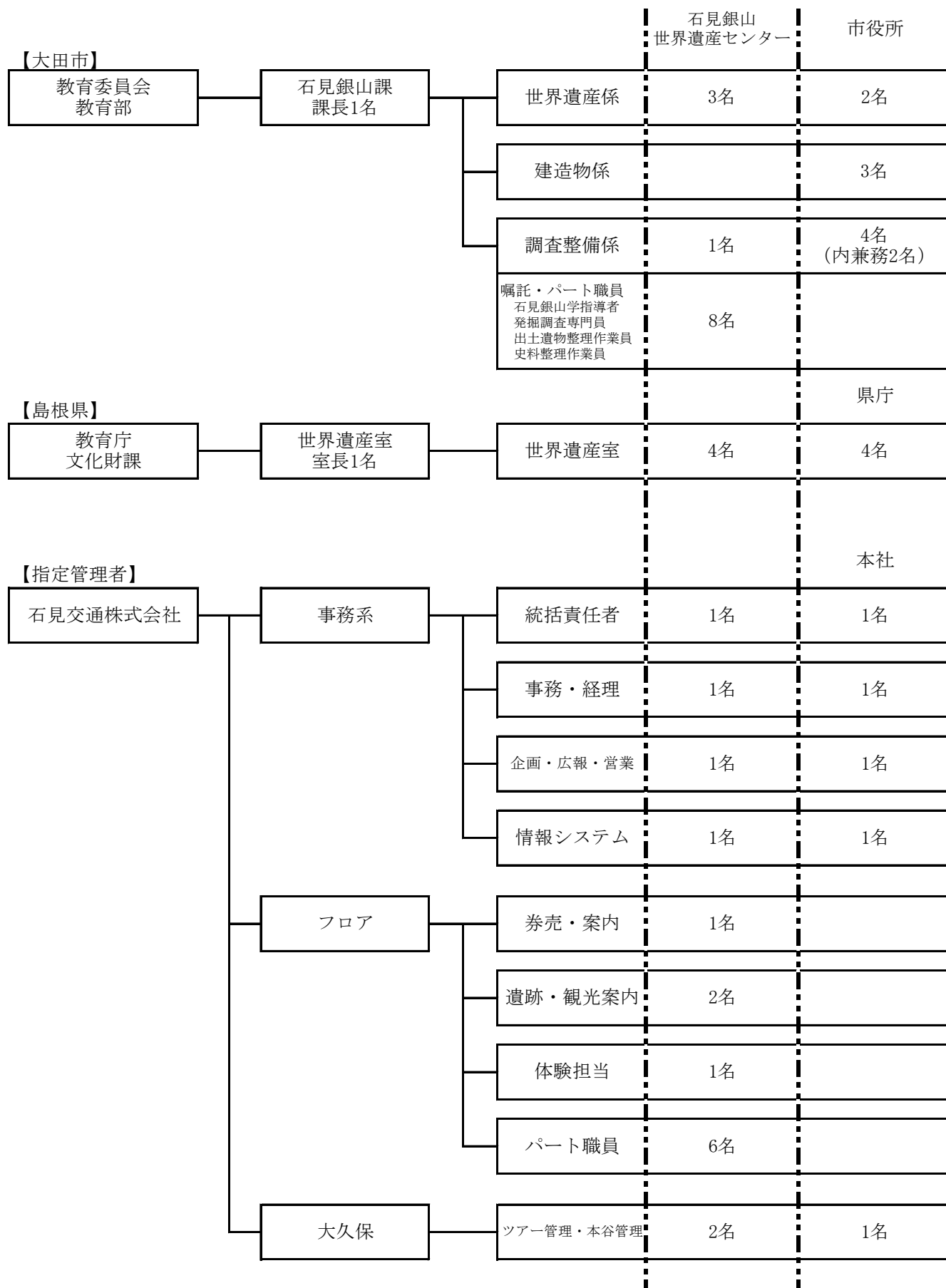
4. ボランティア活動

●平成 27 年 11 月 7 日(土) 山陰合同銀行の職員・家族 約 100 人

「しまね企業参加の森づくり」事業の森林（世界遺産センター周辺）における植栽・歩道の整備にセンター職員も参加しました。



VI. 職員及び運営スタッフ



Ⅶ. 利用案内

■開館時間： 8:30～17:30

■展示室観覧時間： 9:00～17:00（最終受付 16:30）

※3月～11月は30分延長

■休館日： 毎月最終火曜日・年末年始

■観覧料： 一般 300円 小中学生 150円（団体 20名以上 50円引き）

■交通案内

○関東・関西方面から

中国自動車道（落合 JCT 分岐）～ 米子自動車道 ～ 山陰自動車道（出雲 IC）～
国道 9 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○松江・出雲方面から

山陰自動車道（出雲 IC）～ 国道 9 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○広島・九州方面から

中国自動車道（千代田 JCT）～ 浜田自動車道（大朝 IC）～ 国道 261 号線 ～
県道 40 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※大朝 IC から約 50 km、車で約 70 分

○益田方面から

国道 9 号線（山陰自動車道を含む）～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※萩・石見空港から約 100 km、車で約 120 分

※車での所要時間は、道路の混み具合などにより変動があります。

○関連交通の時刻表

鉄道 … 時刻参照：JR おでかけネット <http://www.jr-odekake.net/>

バス … 時刻参照：石見交通株式会社 HP <http://iwamigroup.jp/>

大田市駅発 < 大森・大家線 > < 川本線 >

仁万駅前発 < 仁万線 >

広島新幹線口発 < 大田・広島線 > 【石見銀山号】

■問い合わせ

石見銀山世界遺産センター 〒694-0305 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3

電話：0854-89-0183 Fax：0854-89-0089

HP：<http://ginzan.city.ohda.lg.jp/>

VIII. 各種資料

1. 活動日誌（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

○平成 27 年

□ 4 月

- 4/3 平成 27 年度大久保間歩一般公開ツアー開始（～11/30）
- 4/9 第 1 回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 4/16 「辻ヶ花染丁字文道服」展示（～5/18）
- 4/16 第 1 回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 4/26 『タケノコ採り大作戦』Part 1（孟宗竹編）（於：清水寺休憩所裏山）
- 4/29 寸劇「鉾山町のくらし」公演

□ 5 月

- 5/3 仁摩～大森間無料シャトルバス運行（～5/5）
- 5/3 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 5/14 第 2 回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 5/21 第 2 回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 5/26 休館日に展示室及びガイダンス棟 害虫駆除作業実施
- 5/31 『タケノコ採り大作戦』Part 2（ハチク編）（於：仙の山地内 石銀地区）

□ 6 月

- 6/6 危険物保安協会ボランティア（於：世界遺産センター周辺除草）
- 6/6 ごうぎん希望の森・石見銀山（しまね企業参加の森づくり事業）
- 6/11 第 3 回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 6/18 第 3 回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 6/21 寸劇「鉾山町のくらし」公演

□ 7 月

- 7/1 「ぎ・ん・ぶらスタンプラリー」開始（～8/31）
- 7/2 「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録記念日（無料開放）
寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 7/5 石見銀山世界遺産登録 8 周年記念イベント
- 7/9 第 4 回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 7/16 第 4 回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 7/17 「辻ヶ花染丁字文道服」展示（～8/24）
- 7/17 台風 11 号接近のため大久保間歩一般公開限定ツアー中止
- 7/26 消しゴムでつくる はんこ教室
- 7/26 古代出雲歴史博物館夏休みイベント参加

□ 8月

- 8/5 夏の竹細工「つくってデコって!?『竹水筒編』」
- 8/6 第5回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 8/13 大久保間歩一般公開限定ツアー特別催行日
- 8/16 寸劇「鉾山町の暮らし」公演
- 8/20 第5回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 8/30 天領さん大森会場

□ 9月

- 9/10 第6回こもんじょから知る石見銀山・中級
- 9/17 第6回こもんじょから知る石見銀山・初級・上級
- 9/18 「辻ヶ花染丁字文道服」展示（～11/4）
- 9/19 寸劇「鉾山町の暮らし」公演
- 9/19 「石見銀山ハイク DE 俳句」スタート（～11/30）
- 9/26 石見銀山地質研究会
- 9/29 ガイダンス棟全棟害虫駆除のため燻蒸作業

□ 10月

- 10/8 第7回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 10/15 第7回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 10/17 イワミ村田製作所清掃活動（於：水辺公園・お花見広場）
- 10/20 寸劇「鉾山町の暮らし」公演
- 10/20 石見銀山世界遺産センター開館8周年記念イベント
- 10/24 早起きは3文のトク
- 10/26 石見銀山遺跡整備検討委員会

□ 11月

- 11/1 寸劇「鉾山町の暮らし」公演
- 11/5 第8回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 11/7 ごうぎん希望の森・石見銀山（しまね企業参加の森づくり事業）
- 11/12 第8回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 11/18 そうじの力実行委員会

□ 12月

- 12/1 大久保間歩一般公開限定ツアー催行休止（～2/29）
- 12/5 消しゴムでつくる お年賀はんこ教室
- 12/6 寸劇「鉾山町の暮らし」公演
- 12/10 第9回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 12/13 冬の竹細工「ミニ門松づくり」
- 12/17 第9回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 12/29～年末年始休館日

○平成 28 年

□ 1月

- 1/1 年末年始休館日
- 1/3 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 1/14 第 10 回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 1/21 第 10 回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 1/23 「島根ふるさとフェア 2016」に参加（～1/24）（於：広島県立総合体育館）
- 1/26 休館日：火災通報訓練・接遇研修

□ 2月

- 2/10 第 11 回こもんじょから知る石見銀山・中級
- 2/12 第 11 回こもんじょから知る石見銀山・初級
- 2/14 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 2/18 第 11 回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 2/23 休館日：総合消防訓練

□ 3月

- 3/1 大久保間歩一般公開限定ツアー再開
- 3/10 第 12 回こもんじょから知る石見銀山・初級・中級
- 3/13 大森町梅まつり
- 3/17 第 12 回こもんじょから知る石見銀山・上級
- 3/18 寸劇「鉾山町のくらし」公演

2. 関連法規

■大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例

平成19年9月25日

条例第27号

改正 平成20年10月6日条例第29号

平成22年6月22日条例第20号

平成26年1月27日条例第2号

(設置)

第1条 世界遺産として登録された石見銀山の文化的価値に対する理解を深め、もって市民の文化の振興と向上並びに学術研究の発展及び遺跡の保全活用に寄与するため、大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山世界遺産センター	大田市大森町イ1597番地3

(構成)

第3条 拠点施設は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) ガイダンス棟
- (2) 展示棟
- (3) 収蔵体験棟
- (4) 駐車場

(指定管理者による管理)

第4条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金及び観覧料の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

業務

(開館時間)

第6条 拠点施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月最終の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、拠点施設への入館を拒否し、又

は拠点施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのある者
 - (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をしようとする者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、拠点施設の管理上支障があると認められる者
- (遵守事項)

第9条 拠点施設に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失する行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外で喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 他の入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他拠点施設の管理上必要な指示に違反しないこと。

(利用の許可)

第10条 拠点施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は第10条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第10条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置を受けたことによって利用者が損害を受けた場合においても、市及び指定管理者は補償の責任を負わない。

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(観覧料)

第14条 拠点施設の展示室を観覧しようとする者（未就学児を除く。）は、指定管理者に観覧料を納付しなければならない。

2 観覧料は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、観覧料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金等の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金又は観覧料（以下「利用料金等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第16条 既に納められた利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(原状回復)

第17条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第18条 拠点施設の施設等及びその他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第29号)

この条例は、平成20年10月20日から施行する。

附 則 (平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

施設利用料金

区分	利用料金 (1時間につき)
オリエンテーション室	800円
多目的室	200円
体験学習室	200円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 冷暖房設備を利用した場合は、表に掲げる金額の5割相当額を加算した額を利用料金とする。
- 3 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第2 (第13条関係)

設備利用料金

種別	名称	単位	利用料金	超過時間1時間当たり
音響設備	ワイヤレスマイク	1本1回	720円	206円
映像設備	ビデオプロジェクター	1式1回	4,114円	617円
	CD・DVDプレーヤー	1台1回	2,057円	308円

備考

- 1 午前 (午前9時から正午まで)、午後 (午後1時から午後5時まで) の利用区分をもってそれぞれ1回とする。
- 2 利用料金の額には、消費税相当額を含む。

別表第3（第14条関係）

観覧料

区分	単位	金額	備考	
個人	大人	1人につき	308円	高校生以上
	小中学生	1人につき	154円	
団体	大人	1人につき	258円	団体は、20人以上の場合とする。
	小中学生	1人につき	103円	

備考 観覧料の額には、消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年10月7日

教育委員会規則第10号

改正 平成22年11月29日教委規則第12号

（趣旨）

第1条 この規則は、大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年大田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第2条 条例第10条の規定により利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用後の清掃）

第3条 条例第10条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用を終えたときは清掃及び後片付けをした後、指定管理者の検査を受けなければならない。

（利用料金の減額又は免除）

第4条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が利用料金から当該各号に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。

（1）大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）の利用を促進すると認められるもの 指定管理者が大田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て別に定める額

（2）小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校が編成した教育課程に基づく活動と認められるもの 利用料金の額の全額

（3）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

（観覧料の減免）

第5条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が観覧料から当該各号に定める額を減免することができる。

（1）小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの 観覧料の額の全額

（2）前号に掲げるものを引率する教職員 観覧料の額の全額

（3）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害

者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 観覧料の額の全額

(4) 前号に掲げる者の介護者(原則として介護を受ける者と同じ人数までに限る。) 観覧料の額の全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

(利用料金等の減免申請)

第6条 前2条の規定により使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書(様式第3号)又は観覧料減免申請書(様式第4号)を指定管理者に提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、前条第3号及び第4号に掲げる者並びに同条第5号に掲げる者で指定管理者が教育長の承認を得て別に定めるものについては、この限りでない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月20日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第172号

改正 平成18年2月21日条例第1号

平成22年6月22日条例第20号

(設置)

第1条 多様な樹木や森林などの自然観察や自然とのふれあいを通して、市民のふるさと意識の醸成を図るとともに、市外からの来訪者に憩いの場を提供するために、石見銀山街道市民ふれあいの森公園

(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山街道市民ふれあいの森公園	大田市大森町イ1597番地3

(指定管理者による管理)

第3条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の維持管理に関する業務

(2) 公園における行為の許可に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 公園の自然環境を損なうこと。
- (2) 公園をき損し、又は汚損すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、殺傷し、又は脅かすこと。
- (4) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (5) 危険物を持ち込み、又はたき火をすること。

(行為の制限)

第6条 公園において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。
- (2) 物の販売その他の営業行為をすること。
- (3) 募金その他の勧誘行為をすること。
- (4) 催しもの等を開催すること。

2 指定管理者は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公園の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 前条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(損害賠償の義務)

第8条 公園の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例(平成11年大田市条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第135号

改正 平成22年11月5日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第172号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(行為の許可)

第3条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、行為許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第35号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例

平成20年3月24日

条例第2号

(設置)

第1条 石見銀山における銀鉱山跡に対する理解を深め、大田市の文化の向上に資するため、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 大久保間歩の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山大久保間歩	大田市大森町イ1628番地

(指定管理者による管理)

第3条 大久保間歩の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 大久保間歩の維持管理に関する業務

(2) 大久保間歩の入場の許可に関する業務

(3) 入場料の徴収に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開場時間)

第5条 大久保間歩の開場時間は、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、指定管理者は、必

要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第6条 大久保間歩の休場日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から木曜日までの日

(2) 12月1日から翌年の2月末日までの間

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休場日に開場し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合においては、指定管理者は、その旨をあらかじめ大久保間歩の入口及び石見銀山世界遺産センターに掲示するものとする。

(行為の許可)

第7条 大久保間歩の坑内において、業として写真、映像等の撮影等をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に関し大久保間歩の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(入場の制限)

第8条 大久保間歩は、指定管理者が指定する保安員等の同行がなければ、入場することができない。

2 小学生は、保護者の同伴又は引率がなければ、大久保間歩に入場することができない。

3 小学生未満の者は、大久保間歩に入場することができない。

(遵守事項)

第9条 大久保間歩に入場する者（以下「入場者」という。）は、大久保間歩において次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 立入禁止区域に立ち入らないこと。

(2) 火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

(3) 鉱石等を採取しないこと。

(4) 他の入場者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 職員及び保安員等の指示に従うこと。

(6) その他大久保間歩の管理運営上障害となる行為をしないこと。

(入場料)

第10条 入場者は、指定管理者に入場料を納付しなければならない。

2 入場料は、別表に定める額を上限として、指定管理者が、市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、入場料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(入場料の減免)

第11条 指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、入場料を減額し、又は免除することができる。

(入場料の不還付)

第12条 既に納められた入場料は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 大久保間歩の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 教育委員会及び指定管理者は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	単位	入場料	備考
大人	1人につき	2,000円	高校生以上
小人	〃	1,000円	小・中学生

備考 入場料の額には、消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月27日
教育委員会規則第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可）

第2条 条例第7条の規定により行為の許可を受けようとするものは、その行為前7日までに、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）における行為の許可申請書（様式第1号）を大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対して石見銀山大久保間歩における行為の許可又は不許可の通知をするものとする。

（入場券の交付）

第3条 指定管理者は、条例第10条に定める入場料の納付があったときは、入場券を交付するものとする。

（入場料の減免及び無料入場証）

第4条 条例第11条の規定により入場料の減免を受けようとする者は、あらかじめ石見銀山大久保間歩入場料減免申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 入場料の減免の対象となる事由は、以下のとおりとする。

- （1）学校教育の行事と認められるとき。
- （2）その他大久保間歩の保存、活用のため特に必要と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の申請に対して減免の決定額を通知するものとする。ただし、観光案内人、文化財調査員など常時大久保間歩に入場する必要がある者については、石見銀山大久保間歩無料入場証（様式第3号）を交付するものとする。

（秩序維持）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、大久保間歩への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- （1）他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある者
- （2）大久保間歩又はその附属設備をき損し、又は滅失するおそれのある者
- （3）前2号に掲げる者のほか、大久保間歩の管理上支障があると認められる者

2 前項により退場を命じられた場合の入場料は、これを還付しない。

(安全対策及び事故発生時の措置)

第6条 指定管理者は、大久保間歩における事故を未然に防止し、安全を確保するため次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 大久保間歩の定期点検パトロール
- (2) 避難誘導訓練の実施
- (3) 緊急誘導體制の確立
- (4) その他安全を確保するため必要な措置

2 万一事故が発生した場合には、人命尊重を第一として次の各号の定めるところにより、迅速かつ的確に措置を講じなければならない。

- (1) 人身事故に対する救護及び応急手当の実施
- (2) 入場者の避難誘導
- (3) 二次災害及び被害の拡大を防止するための作業の実施
- (4) 被害者の住所及び氏名並びに被害状況の把握
(管理日誌)

第7条 指定管理者は、管理の現状を明らかにし、その効率的な運用を図るため管理日誌を備え付け、大久保間歩の保全に努めるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年教委規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

※これらの例規に関する申請様式等は、大田市のHP から閲覧、ダウンロードすることができます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

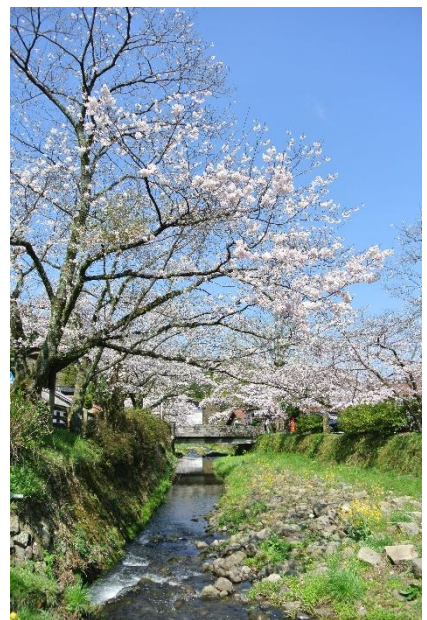
国際連合教育科学
文化機関(ユネスコ)



Iwami Ginzan Silver Mine and
its Cultural Landscape
Inscribed on the World Heritage List in 2007

石見銀山遺跡とその文化的景観
2007年世界遺産一覧表記載

ユネスコの精神は平和と人権尊重です



銀山川の春 (大森)

表紙写真

世界遺産センター外観